

令和5年第3回

おいらせ町議会臨時会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和5年第3回臨時会記録

おいらせ町議会 令和5年第3回臨時会記録				
招集年月日	令和5年10月20日(金)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和5年10月20日 午前10時00分 議長宣告			
閉会	令和5年10月20日 午前10時51分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小向幸祐	2番	大浦陽子
	3番	小笠原伸也	4番	沢尾宏之
	5番	柏崎勉	6番	佐々木勝
	7番	澤上訓	8番	木村忠一
	9番	田中正一	10番	日野口和子
	11番	平野敏彦	12番	檜山忠
	13番	川口弘治	14番	西館芳信
	15番	吉村敏文	16番	松林義光
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田隆	副町長	小向仁生
	総務課長	成田光寿	政策推進課長	柏崎勝徳
	財政管財課長	岡本啓一	まちづくり防災課長	田中淳也
	税務課長	久保田優治	町民課長	松山公士
	保健こども課長	鈴木政康	介護福祉課長	澤頭則光
	農林水産課長	西館道幸	商工観光課長	柏崎和紀
	地域整備課長	栞嶋泰幸	会計管理者	小向正志
	病院事務長	田中貴重	教育委員会教育長	松林義一
	学務課長	福田輝雄	社会教育・体育課長	三村俊介
	選挙管理委員会委員長	田中直喜	選挙管理委員会事務局長	成田光寿
	農業委員会会長	松林勝智	農業委員会事務局長	西館道幸
	監査委員	柏崎堅一	監査委員事務局長	佐々木拓仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて (令和5年度おいらせ町一般会計補正予算(第3号)について)			
	2 議案第49号 令和5年度おいらせ町一般会計補正予算(第4号)について			
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1 委員会の閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)			
開 議	午前10時00分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)			
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	9 番 田 中 正 一 議 員			
	1 0 番 日 野 口 和 子 議 員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (佐々木拓仁君)	<p>おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p>
	松林議長	<p>おはようございます。 ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>
開議宣告	松林議長	直ちに本日の会議を開きます。
議事日程 報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会議録署名 議員の指名	松林議長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、9番、田中正一議員及び10番、日野口和子議員を指名いたします。</p>
会期議題	松林議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に、議会運営委員会の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。</p>
委員長報告	川口議会運営委員長	<p>議会運営委員会から報告いたします。 去る10月2日告示、本日招集されました令和5年第3回おいらせ町議会臨時会の会期等について、本日10月20日午前9時15分から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本臨時会の会期は、</p>

		<p>別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日10月20日の1日とすることに決定いたしました。</p> <p>以上のとおり、進行してまいりたいと思いますので、何とぞ、議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げます、委員会報告といたします。</p> <p>松林議長 議会運営委員会の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日10月20日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>松林議長 異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日10月20日の1日とすることに決しました。</p> <p>松林議長 日程第3、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため、関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p> <p>松林議長 日程第4、議案等の一括上程について。 承認第9号及び議案第49号、以上、2件を一括上程いたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします。</p> <p>町長 (成田 隆君) 改めまして、おはようございます。議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。 初めに、承認第9号、令和5年度おいらせ町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p>
--	--	--

<p>当局の説明</p>		<p>本件は、新庁舎建設基本計画等策定事業について、業務発注に当たり、今年度内での業務完了が困難な恐れがあることから、適切な業務期間を確保するため、緊急的措置として専決処分により繰越明許費を設定したものであります。</p> <p>次に、議案第49号、令和5年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億6,836万5,000円を追加し、111億9,125万6,000円とするものであります。</p> <p>今回の歳入歳出補正予算は、青森県が補正予算で確保した市町村向けの補助金、交付金を活用し、子育て世帯への支援と物価高騰対策を実施するため予算措置を講ずるものであります。</p> <p>その内容は、歳出では、生活支援商品券支給事業費補助金及び青森県子ども・子育て世帯応援金を計上する一方、歳入では、県補助金を計上し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させていただきますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>以上で、提案理由の説明が終わりました。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第5、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、承認第9号について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページから7ページになります。</p> <p>本件は、新庁舎建設基本構想・基本計画策定業務委託の発注に当たり、今年度内での業務完了が困難な恐れがあることから、適切な業務期間を確保する必要が生じたため、緊急的措置として、去る9月22日付専決処分により、新庁舎建設基本計画等策定事業に繰越明許費を設定したものです。</p> <p>なお、歳出予算につきましては、当初予算の2款1項8目新庁舎</p>

		建設費に計上しております1,000万円から変更はございません。 以上で、説明を終わります。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。 11番。 繰越明許費を設定したんですけれども、実際には1,000万円の枠内で予算計上して、スケジュール的には、じゃあ、どう組んであったのかをお知らせいただきたいと思います。
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 お答えいたします。 新庁舎関係の事業でありますので、総務課から答弁いたします。 当初予算で新庁舎建設基本計画策定業務委託料1,000万円計上しておりました。 こちらにつきまして、スケジュール的には、おおむね9カ月以上かかるだろうということで、第1四半期のうちに発注して、年度内、3月末までに終わらせる予定で当初は考えてございます。 以上です。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	11番。 その額で当初予算計上して、事務的に対応できなかったということですか。それとも、当初予算に計上しているわけですから、本来計画的に進めば、こういう事務処理しなくてもいいんじゃないかと思うんですけれども、9カ月以上見込んであるということは、その前に手続すれば、可能ではなかったのですか。
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 お答えいたします。

		<p>基本構想、基本計画の業務の中で、最も業務の中でもポイントを占めるものは、庁舎とか、それから病院の配置の調整だと思ってございます。庁舎等を建設する際の考え方も、その中にあります。</p> <p>議員の方々もご承知かと思いますが、今年度当初に当たり、建設候補地の調整にかなり難航してございまして、今年度の6月下旬に、改選後の議員の方々を一度に出席していただきまして、庁舎建設候補地の考え方、それから意見調整等して、6月末によくイオンモール下田西側のところで了解得たということで認識してございます。</p> <p>その基本構想、基本計画の策定業務委託に向けて、仕様書等の作成作業に入りますので、その間の分、作業の遅れが止まるとご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>そうすると、今現在、計画策定については、発注も全然してない。業者とかそういうのは、これは町内でやるのですか、計画策定。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>基本構想、基本計画の業務の関係になりますが、現在発注の作業中でございます。委託料でありますので、コンサル業者に委託するものとして、作業を進めてございます。</p> <p>具体的な作業スケジュールを申し上げますと、今回の議案にも載っておりますが、9月22日に繰越明許を専決処分いたしました。これによって、9月26日に公募型プロポーザルで実施することで報告をいたしました。今月の末に審査会を経て、業者を選定して、11月上旬にその業者と契約をして、来年度の6月28日の履行期限で、今計画を進めているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>14番。</p>

	14番 (西館芳信君)	<p>今のやり取りで、私一番最初に聞こうと思っていたことのほとんどが出ました。ただ、1つだけ確認したいと思います。</p> <p>今の総務課長の答弁ですと、場所はイオンの西側に決まりつつあるということで、ほとんど決まったと思いますけれど、これ町長、もう私たち、イオンの西側でもって基本計画が策定されて、なおかつタイトなスケジュールのために、やり直しはもうきかないんだよという捉え方でよろしいですか。明日、一川目地区の敬老会でして、私ぜひ、今日のことを報告したいなと思っていますので、よろしくお願ひします。</p>
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	今西館議員がおっしゃったやり直しはきかないのですかという部分は、ちょっとどういうことなのかな。場所はまた変えるかとか、そういうことがあるのかという話でしょうか。違いますか。
質疑	14番 (西館芳信君)	基本計画の内容です。計画の場所についてです。
答弁	町長 (成田 隆君)	<p>そうですか。</p> <p>まだ決定ではないので、多少の動きはあってもいいのかな。議会から意見が出れば、それは要望というのですか、希望というのですか。そういうものでは、まだ受け入れる余地はあるので……。ということで、今担当課長から聞いたら、もう基本が決まっているので、それをまたいじると時間がかかるというような話ですので、それできないようです。</p> <p>ただ、私とすれば、なぜこういうふうに遅れたのかなという部分では、4月に議員の改選がありました。しかしながら、前議員が辞めたから、新しい議員たちで決めていいのか。そして我々の思い入れも、現在というのですか。今決定した場所に決めていいのかなという部分で、今意見書として議会から出たから、辞めてはいいのですが、前の議員の人たちの意見がここに入っているのだから、それは尊重しなければならないし、新しい議員の人たちにも理解してもらって、再度どうすればいいのかということで、多少時間がかかったといういきさつがあって、そしてまた合併特例債、そういう部</p>

答弁	松林議長	<p>分からいって、尻が決まっているので、それに間に合わせるためには、新たな場所を発掘したり、調査したり、測量したりという部分で時間がかかり過ぎると間に合わないよというような結論もあって、新しい議員の方々も、そしてまた継続している議員の方々からも、納得をいただいてからがいいということで、少し時間かかりましたけど、皆さんが納得してくれて、仕方ないだろうと結論づけてくれたので、今向かっておりますけども、そういうことで、建物そのものには、まだまだいろいろな部分で意見を伺う余地はあると思いますけども、今場所とかそういう部分では、もう移行したり、変えていけば、時間的に間に合わないという担当者の意見ですので、そのようにしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	総務課長 (成田光寿君)	<p>14番。 総務課長。</p> <p>補足という形で、お答えさせていただきます。 議員の皆様にも、進捗状況等お伝えすることができず、ご迷惑、ご心配をおかけしているところでございます。</p> <p>先ほど申し上げましたとおり、6月下旬に、イオンモール西側のエリアという形です。具体的にどこの場所に庁舎と病院建てるかということは決まってございません。あくまでも、あの辺一帯のエリアということでご了解いただいたものと認識しております。</p> <p>現在基本構想、基本計画の発注作業を進めております。コンサル業者が決まりましたら、策定業務の中で配置調整等、具体的にどの場所に庁舎とか病院を建てるのかという作業を行います。当然、その過程の中では、議員の皆様と意見交換なりをしながら、調整をしていきたいと思っておりますし、あとはある程度決まったものは、議員全員協議会を通じて報告すると考えてございますので、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	<p>14番。</p>

<p>質疑</p>	<p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>最初に、総務課長と町長のやり取りを、時間的に窮屈なのでできないよというやり取りを、私は正直で好感が持てました。</p> <p>今まで場所について、果たして納得のいく議員間、あるいは町民間との話し合いがなされたかということについては、甚だ疑問を持つものですが、でもここまで来たということになれば、もう議会とか町民というよりも、財政執行する町長の専権事項として、リーダーシップを大いに発揮してやってもらうしかないと思いますので、皆さんたちも頑張ってくださいと思います。感想も含めて、ちょっと言わせていただきました。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>15番。</p>
<p>質疑</p>	<p>15番 (吉村敏文君)</p>	<p>1つだけ、私はようやく用地がというか、候補地が決まったわけなんですけど、特例債の関係もありますので、非常に期間的に厳しいのかなというもので考えております。ですから、一旦決まった以上は事務事業を進めて、早く着工していかなければならないのではないかなと思っておりますけれども、この庁舎の最終的な完成時期はいつ頃を見込んでいるのかお聞きいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えいたします。スケジュール的なものとして、お答えいたします。</p> <p>最終的には、令和12年度に開庁を目指しております。それから逆算いたしますと、令和9年度から10、11、この3カ年の中で、庁舎本体の建築工事を含め、あと外構工事等も終わらせたいと思っています。さらに遡りますと、令和8年度あたりには実施設計、令和7年度までには基本設計を完了したいとなりますと、来年度基本計画の策定が6月めどに終わりますので、それが終わり次第、来年度の9月補正予算にて、基本設計の委託料を措置して、これも多分1年ぐらいかかると思いますので、令和7年度中までには基本設計の作業を終えたいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>15番 (吉村敏文君)</p>	<p>15番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今スケジュール的に非常にきついなというような、終わりがな いような気がいたします。1日も早く着工、もう決まっているので あれば、着工していかなければならないと。事業は、これ結構大きな 事業になりますので、変更、その他いろいろ出てきますよね、こうい う工事の場合は。ですから、もう決まった以上は、できるだけ早く着 工して、いろんなものやっっていく中で、いろんな変更出てくるん ですけども、やっぱりなかなか2回、3回と建てるわけにはいきませ んので、いいものをつくってもらいたいなというような考えでは、 早く着工して、いろんな形で、もう町民に喜ばれるような庁舎にし ていきたいなと私も思っておりますので、タイトな今スケジュール なのですが、できるだけ早く事務事業進めないと、なかなか順調に 進まないのかなと、工事業業そのものは変更はつきものですから、 将来の……早くスタートしていかなければならないと思いたすので、 これを今めど来年の6月かな。一応めどというのは、これもうち よっと早くなる可能性はありますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>現在進めております基本構想、基本計画の策定の関係でございま すが、コンサル業者からいろいろ聞いていますと、大体9カ月、長け れば1年ぐらいかかるということで聞いております。今回こちらで 想定しているのは8カ月で、履行期間を設けて発注することとして おりますので、ただ8カ月目いっぱいかかることなく、できる限り それより前倒しで終わられるように、コンサル業者さんが決まりま したら、徐々に作業調整をしていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>15番 (吉村敏文君)</p>	<p>15番。</p> <p>分かりました。</p> <p>先ほども申しましたけれども、できるだけ早く着工して、よりい いものをつくってもらいたいと思いたすので、事務方の方は大変だ</p>

		と思いますが、この辺のところよろしくお願ひして質問を終わります。
質疑	松林議長	1 番。
	1 番 (小向幸祐君)	すいません。1つ確認だけでした。 補正予算の専決ということで、1,000万円の内容ですね。ざっくりで教えていただければと思います。
答弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 1,000万円の内容ということですが、予算科目としましては、新庁舎建設基本計画作成業務委託料ということになってございます。具体的に業務の内容は、基本構想と基本計画の主要内容であります。 その中で、どういうことをやるかと言いますと、まず基本構想の中では、これまでの経過とか、それから庁舎建設に当たっての基本的な考え方などをまとめます。 もう1つ基本計画では、現状調査、それから庁舎どれぐらいの大きさがいいのかどうか。それから造成に関するもの、それから配置ですね。庁舎と病院をどのように配置させるのか。それから周辺環境のこと、それから周辺施設と連携、特にイオンモール下田の近接に庁舎・病院を建設いたしますので、そのあたりの連携のあたりを委託業務の中で進めていくこととなります。 以上です。
質疑	松林議長	1 番。
	1 番 (小向幸祐君)	大丈夫です。すみません。ありがとうございました。
	松林議長 (議員席)	ほかにごございませんか。
	松林議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 **なしの声**

当局の説明		<p>以上で、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから承認第9号について採決をいたします。</p> <p>本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	松林議長	<p>日程第6、議案第49号、おいらせ町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>それでは、議案第49号について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は8ページから10ページになります。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算総額に1億6,836万5,000円を追加し、予算の総額を111億9,125万6,000円とするものです。</p> <p>続いて、歳入歳出の内容についてご説明いたします。別冊の令和5年度一般会計補正予算（第4号）に関する説明書をご用意ください。</p> <p>まず、歳出の内容からご説明いたします。6ページをご覧ください。</p> <p>6ページの2款2項1目企画総務費に計上しております補正額合計7,615万9,000円の増額につきましては、物価高騰による家計負担軽減のため、町民へ商品券を配布する関係経費を計上するものです。</p> <p>うち18節生活支援商品券支給事業費補助金6,400万円の追加は、商品券換金費用を商工会への補助金として計上するものです。なお、この商品券につきましては、町内指定店舗で使用できるものとし、19歳以上の町民一人当たり3,000円分を配布するもの</p>

	<p>松林議長</p>	<p>です。</p> <p>次に、3款2項1目児童福祉総務費に計上しております補正額合計9,220万6,000円の増額につきましては、物価高騰対策として県が行う子育て世帯への支援として給付する応援金のうち、町実施分の関係経費を計上するものです。</p> <p>うち18節青森県子ども・子育て世帯応援金9,000万円の追加は、児童手当支給対象児童一人当たり3万円を町から給付するため計上するものです。なお、0歳から18歳までの応援金支給対象者のうち、町から給付する児童手当支給対象者以外への給付につきましては、町を経由せず県が直接給付する予定となっております。</p> <p>次に、歳入の内容についてご説明いたします。ページが戻りまして、5ページをご覧ください。</p> <p>16款2項1目総務費県補助金の青森県物価高騰緊急対策市町村交付金6,000万円の追加は、歳出の2款に計上しました生活支援商品券支給事業の財源として計上するものです。</p> <p>16款2項2目民生費県補助金の青森県子ども・子育て世帯応援金給付事業費補助金9,220万6,000円の追加は、歳出の3款に計上しました青森県子ども・子育て世帯応援金に係る県補助金として計上するものです。</p> <p>19款2項1目財政調整基金繰入金1,615万9,000円の増額は、当補正予算の編成に係る財源調整として計上するものです。なお、令和5年度末時点の当該基金残高は予算ベースで約22億4,000万円となる見込みです。</p> <p>歳入の説明は以上です。</p> <p>8ページの給与費明細書をご覧ください。給与費に係る今回の補正内容を反映しております。</p> <p>それから9ページ、10ページの補正予算主な内容は、主要な個別説明を掲載したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算に関する説明書3ページから8ページになります。給与費明細書も含みます。質疑、ございませんか。</p>
--	-------------	--

質疑	14番 (西館芳信君)	14番。 歳出の6ページですね。6,400万円と9,000万円、商品券とそれから児童手当、いつ頃までどういう形で町民の手に渡るのか。そこだけお願いします。
答弁	松林議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)	政策推進課長。 それでは、まず生活支援商品券支給事業について、ご説明を申し上げます。 ご質問いただきましたいつ頃までにどのような形で町民の手に渡るのかということでございます。先ほど、財政管財課長の説明の中でも申し上げておりましたけれども、19歳以上の町民一人当たり3,000円の商品券を交付するものでございます。 現在、案でございますけれども、12月1日頃をめどに、郵便局のゆうパックを活用いたしまして、世帯主様宛てに世帯人数分の商品券を郵送する予定としております。使用期間といたしましては、大体ゆうパックが届く12月中旬頃から2月中旬ぐらいまでの2カ月間の使用を今のところ考えているところでございます。 以上です。
答弁	松林議長 保健子ども課長 (鈴木政康君)	保健子ども課長。 それでは、質問にお答えします。 ご質問のありました青森県子ども・子育て世帯応援金につきましては、現時点でのスケジュール感でございますが、まずシステム改修を行わなければなりませんので、これを11月中旬ぐらいまでに終えて、その後に支給対象者、児童手当を受給している世帯へ通知を発送します。その後12月上旬までに、もし児童手当の支給口座の変更があったり、あるいは応援金の受け取りを拒否するだとか、そういった申し出があれば、12月上旬ぐらいまでに受け付けをして、最終的に当課の予定では、12月22日に各保護者の口座へ応援金を支給するという手続を予定しております。 以上です。

質疑	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p> <p>松林議長</p>	<p>14番、いいですか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>15番。</p>
質疑	<p>15番 (吉村敏文君)</p>	<p>確認と説明いただきたいのですが、10ページの3款の事業概要のところ、15歳以下の児童手当ということがあって、その下に0歳から18歳までというのがあるのですが、この理解の仕方、もう一度詳しく教えていただきたいと思います。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>保健こども課長 (鈴木政康君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>まず今回の事業につきましては、青森県が実施をする給付金事業でございます。そのうち、市町村が対応する事務というのが、児童手当を受給している世帯への支給になります。これ以外については、青森県が委託業者に委託をして、交付申請なり支給をするという事業になります。</p> <p>今回対象になっているのが、県内0歳から18歳までの児童ということで、青森県が実施する対象者、高校生がまず考えられます。そのほかに、公務員の児童手当受給者、これは市町村で支給しておりませんので、こちら青森県で支給事務を行う。それ以外にも、そもそも所得が高く、児童手当を支給されていない世帯についても、青森県で支給の事務をするということで、今回このような表記になってございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>11番。</p> <p>私は10ページで質問させていただきます。</p> <p>今説明あったのですが、2款2項1目のところの事業概要のところ、19歳以上の町民に、町内指定店舗で、こうあります。これ</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>は先ほど説明した商工会に補助金を出すということですけど、この町内の指定店舗というのは何軒ぐらいあるのか。それから町内の指定店舗というのは、商工会に加入している店舗だけなのか。この点について説明いただきたい。この店舗以外でも、該当できるものがあるのかどうか。この3つお知らせください。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>町内の指定店舗何店舗かということで、まずはご質問ございました。商工会で、これから予算通していただきましたら、事務がスタートするわけでございますけれども、商工会で、町内のお店等に、今回このような事業をやるので登録しませんかというのを取りまとめをお願いしております。</p> <p>昨年度も同じような生活支援商品券、年末年始にかけて行いましたが、その際には町内約220店舗で活用できるような形で進めておりましたので、今回もほぼ同数の店舗になるのではないかなと考えております。</p> <p>それから、加入している店舗のみかということでございますが、これは商工会とも、また相談していかなければならないと思っておりますけれども、基本的には昨年度と同様ということで考えておりますので、加入していないお店も含めてということで考えているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>昨年と同じというような話ですけども、実際商工会に入っていないという店舗もあるわけですね。それから、うちの二川目には、店舗とすれば、コンビニしかないわけですよ。ですから、そういうふうなのを利用する町民としては、そういうふうなものは入らないのかな。商工会に補助金出すのだけど、私は商工会に加入している町内の小売店というのは、ほとんど閉鎖していますよ。地域の本当に町民の家計負担になるのかという、もう1回見直しすべきではないですか。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それともう1つは、例えば町内の昨年漁協でホッキ貝の申し込みをとってやったのですが、今年はそれが予算措置がされないということであれば、私はこの町内数店舗のほかの部分として、地元の商品PR、それから消費拡大、そういうふうなのを考えたら、やっぱり漁協とかそういうふうなものも入れるべきではないかと思うのですが、町長どう思います。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まずコンビニが登録されていないと、そういう意味では不便だということでの指摘でございました。</p> <p>私どもはコンビニとか、あるいはJAのガソリンスタンドとか、昨年度お声がけ等いたしましたけれども、逆に対応できないということで、お断りされたというケースもございます。そういうところもご理解いただきたいなと思っております、なるべく町民の方が利用しやすいような形でやりたいなと思っておりますが、そういった事情もあるということをご理解いただきたいなと思います。</p> <p>あとは水産物プレミアム販売につきましては、今回の県の交付金等、今年度に関しては、国の交付金も含めて、物価高騰対策の事業を行っておりますけれども、確かに農林水産課からは、水産物プレミアム販売について実施したいというようなことで上がってきておりましたけれども、そもそも物価高騰対策というところの目的が、水産物プレミアム販売とちょっと関連性が低いという判断により、今回は不採択ということとしております。令和2年に水産物プレミアム販売を実施して、2年間実施しておりましたけれども、これにつきましては、当初新型コロナの影響によって、宴会等が自粛されて、ホッキ貝をはじめとした水産物の需要が低下したということによりまして、水産物の消費拡大、あるいは漁業者の収入の確保というところを目的に実施したものでございましたが、もう大分フェーズと言いますか、状況が変わってきておりますので、そもそもの目的、物価高騰対策というところに合わないということで、事業としては今回見送ったところでございます。</p> <p>以上です。</p>
-----------	---------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>松林議長 11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>物価高騰対策というのであれば、私は、じゃあ、この指定店舗でという効果があるのですか。町民は一人3,000円の券をもらって、もっと自由に使えるような方法をとるべきではないですか。</p> <p>それと、さっき課長が言った水産物のプレミアム販売と物価高騰と関連性が薄い。今漁業者にとってはいろいろな意味で、燃油の高騰、それから福島放流、放流ですか。それから、今おいらせ町の定置なんか見ますと、漁獲量が激減しているわけですよ。そういうものからいったら、町民のための行政効果を高めるということは大事ではないですか。この関連性が低いとかというのは、誰が決めているのですか。私は若干町に来た金を、町民がやっぱりそれだけの恩恵を受けて、なおこういう効果を行政でやってくれているのだということが伝わらなければ、意味がないと思いますよ。町長どう思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>ただいま平野議員が町長ということでご指名ございましたけれども、先に私から説明をさせていただきます。</p> <p>まず店舗、自由に使えるようにということのご指摘でございますが、これに関しては、まさにそのとおりだなと思って、商工会含めて、それは努力をしていきたいと思っております。ただ、店舗側の事情等もございますので、全ての店舗で使えるようにというのは、もしかしたら難しいのかなと思っております。</p> <p>また2つ目ですが、漁業者メインにつきまして、様々ご指摘をいただきました。燃油の高騰につきましては、9月補正の際に、漁業者宛て燃油高騰対策ということで、助成金を予算計上しているところでございますし、今回の青森県の9月補正におきましても、漁業者宛て燃油価格高騰対策緊急支援事業費補助金という形で、補助金が計上されております。そういう意味では、漁業者の燃油高騰に関しては、そのような形で対策がとられているということだろうと思っております。</p> <p>また、福島放流の関係、あるいは漁獲量の激減に対しましては、思いは受けとめますけれども、そういう意味では、物価高騰との</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>関連性というのは低いのかなど。物価高騰ではなく、その対策ということであれば、また別な形での予算計上なり、政策の展開ということが必要だろうと思っております。</p> <p>今回の3,000円の商品券、各町民一人当たりには交付するということでございますので、もし購入されたいという方がございましたら、その3,000円を活用していただくということで、お願いをしたいなと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>町長。</p> <p>今の物価高騰に、町長どういう考えしているかという話でしたけども、例えばこういう交付金を直接的に事業者なり個人に分配するのも1つの方法でしょうけども、直接的ではなく、間接も間接、非常に遠い間接になるかと思っておりますけども、できるだけ薄くてもいいから、広く満遍なく回すようにという思いもありまして、実はこれから新聞に出るかもしれませんけども、9月の補正でお願いしてありました奥入瀬鮭鱒漁業協同組合に、物価高騰で電気代かかる、油代かかるということで、200万円ほど助成します。そういう部分は、しからば、一般町民何関係あるのだと言われると困るのですが、サケはいずれは、もし増えてくれるのであれば、回り回って漁協にも恩恵が出るのではないのかな。私はそういう思いもあって、直接漁協には行くのですが、間接的にはうちの町にもサケという資源で収入が、売り上げが上がるのではないのかなという思いもあって、例えば、これは漁協以外の方々に聞かせれば、そんなことは、じゃあ我々にも我々にもという要望が出るかもしれませんけども、歴史的にもおいらせ町は漁協というよりも、サケとつながりがある町だと思っておりますので、そういう部分で、サケの資源をどうにかして減らさない。増やすためにはという思いもあって、平野さんのご意見、ご質問に合った答弁になるかどうか分かりませんが、間接的にはいずれは漁業者の恩恵にはなるのかなという思いもあって、そういうことを私も強い要望で設定して予算つけていますので、そういう部分も含めて、町長何もしていないのではなく、そういう部分で、職員が思いつかないことまで指摘していますので、そういうこともご理解いただきたいと思っております。</p>
-----------	-----------------------------------	--

		<p>以上です。</p>
	松林議長	<p>ほかにごございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第49号についての採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
閉会中の継続調査の申し出	松林議長	<p>日程第7、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。</p> <p>議会運営委員長から、所掌事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p>
日程終了	松林議長	<p>以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。</p> <p>ここで、町長からの発言したい旨の申し出がありましたので、こ</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 5 年 12 月 7 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 田 中 正 一

署名議員 日 野 口 和 子